

大分市 文化財だより 2011年度号

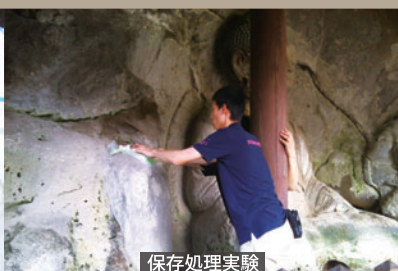
地域の文化財 岩壁に彫られた磨崖仏



覆屋全景



表面温度の計測



保存処理実験



3次元計測図の作成

大分元町石仏保存整備事業

大分元町石仏では、石仏を良好な状態で未来に引き継ぐために平成23年度より石仏の環境調査を実施し、保存整備の手法を検討しています。

地域の文化財：広い大分市域には、数多くの文化財が知られていますが、その中から、地域が誇る貴重な文化財を紹介します。



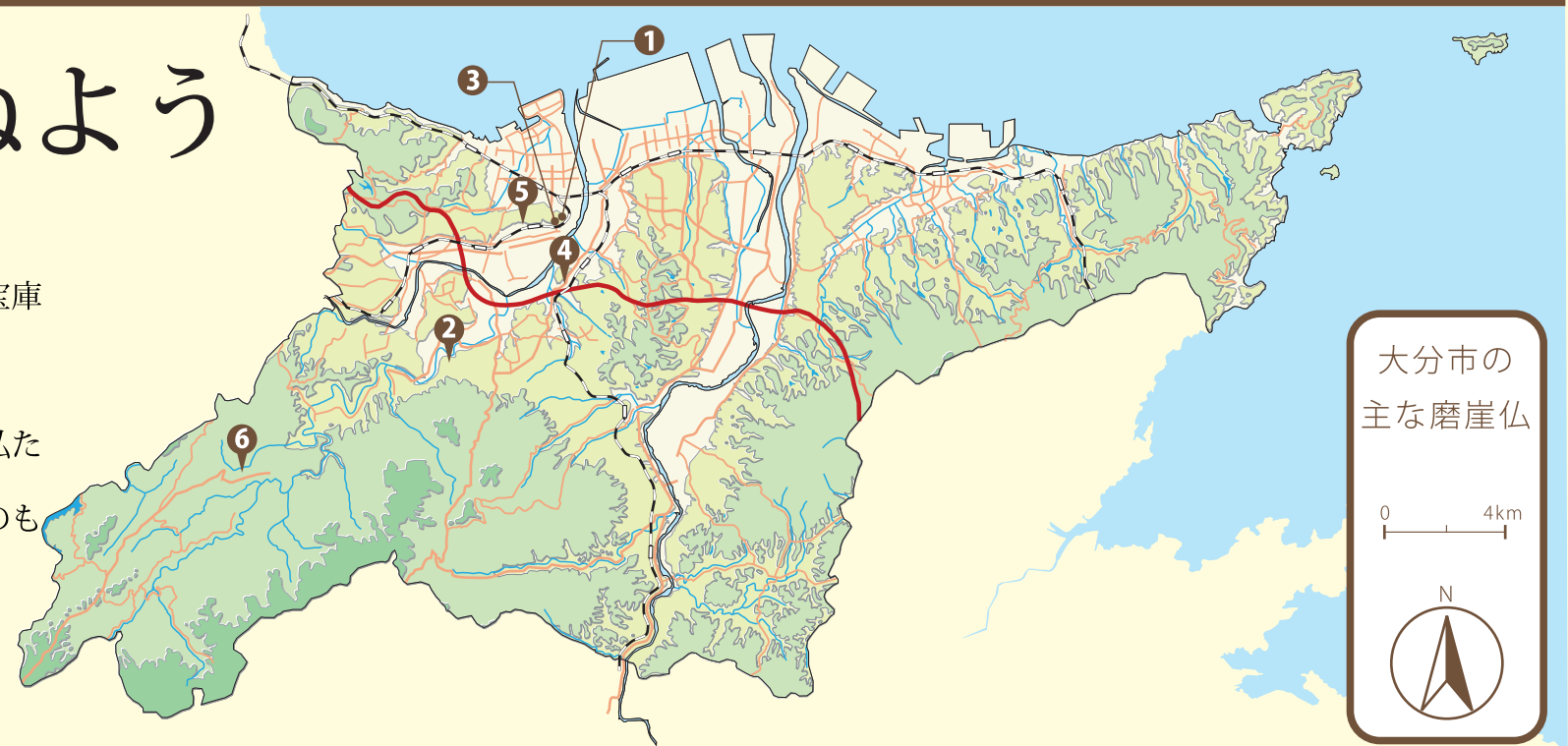
「郷土遺産」 磨崖仏を訪ねよう

大分市の磨崖仏

丘陵等の岩壁に彫られた仏像のことをいい、大分県は全国で最も多く、磨崖仏の宝庫といわれ、大分市には大分川流域の中心に10ヶ所あります。

磨崖仏は、造仏をした人々の願いに加え、岩肌に彫り込んだ技術のすばらしさを私たちに教えてくれます。また、数百年の風雪に耐えながら、長い間人びとの厚い信仰のもと大切に守られてきた「いのりの文化財」でもあります。

今回は、大分市を代表する主な磨崖仏を紹介いたします。



大分市の
主な磨崖仏

0 4km



1 おおいたもとまちせきぶつ
大分元町石仏
(国指定史跡)

上野台地の東側にあり、岩薬師ともよばれます。覆堂の凝灰岩の岩肌に、薬師如来坐像を中央に、向って右に多聞天立像、善膩師童子、吉祥天像が、左に不動明王、二童子像が刻まれています。薬師如来坐像は、丸彫りに近い厚肉彫りに刻まれ、肉髻は高く螺髪は整然として、丸い顔面に弓状の眉、厚いまぶたに切れ長の伏せ目、花卉の形をした唇、頬はふっくらとして穏やかな童顔で、定朝様をよく伝えており11世紀後半頃の造像と考えられます。



2 たかせせきぶつ
高瀬石仏
(国指定史跡)

霊山の北山麓、七瀬川右岸谷筋の小丘陵に石窟を掘り込み、その奥壁に東を向いて彫られています。向って右から馬頭観音坐像、如意輪観音坐像、胎藏界大日如来坐像、大威徳明王坐像、深沙大将立像の順に彫られています。なかでも深沙大将立像は全国的にも珍しいものです。12世紀以降の作とみられ、植田氏による造像であると考えられます。平成20年度から3ヶ年にわたり環境調査や覆屋の設置などの保存整備を実施しております。



3 いわやじせきぶつ
岩屋寺石仏
(県指定史跡)

17体の磨崖仏から構成され、中央にある大きな如来像(推定)をはさみ、向って右側には十一面観音像など6つの像が並び、向って左側に不動明王像など十像が彫られ平安時代後期の作とされています。どの像も彫刻面がひどく傷んでいるため像名のわからないものもありますが、中央の如来坐像を薬師如来とし、その左右に釈迦如来、阿弥陀如来の二組の三尊像を配置し、過去・現在・未来を表そうとしたものと考えられます。



4 まがりせきぶつつけたりそうとう
曲石仏附双塔
(県指定史跡)

森岡小学校のある台地南西の中腹にある磨崖仏で、隣り合って掘られた2つの石窟の中にあります。向って右側には頭、胸、腰、両膝の石材を組み合わせた如来形坐像(通称は釈迦像)が安置され、室町時代のものと推定されています。向って左の石窟中央には阿弥陀如来坐像を中尊に、右に観音、左に勢至菩薩を配した三尊像が彫られ、一部に彩色の跡が見られます。平安時代末期の作で、曲石仏の初作と思われる。



5 がらんせきぶつ
伽藍石仏
(市指定史跡)

上野台地の南側斜面、南太平寺地区の東端付近にあります。「伽藍様」と呼ばれる社殿の前の崖面に3つの龕の中に彫られています。向って右側の龕には菩薩形立像が、中央の龕には阿弥陀如来像が彫られ、向って左の龕には3ヶ所の小龕がありますが仏像は失われています。これらの像には部分的に赤、黄、白などの彩色が残されています。いずれも鎌倉時代から室町時代にかけてのものと推定されます。

龕(がん): 断崖を掘って、仏像などを安置する場所



6 つるさこまがいぶつ
鶴迫磨崖仏
(市指定史跡)

野津原地区太田橋上流、露出した凝灰岩に地藏菩薩坐像を中心として左右に3体ずつ地藏菩薩立像を半肉彫にし、彩色を施しています。桃山時代から江戸時代初期の作と考えられますが、1760～63(宝暦10～13)年の間に、岩を掘り広げ地藏の追加造像が行われたことが壁に彫られている銘文から読み取れます。地藏を刻んで以来、火災が絶えたと伝えられ「火防地藏」と呼ばれています。

新指定文化財 新たに「廻栖野の竹細工技術」と「天長九年尼寺」・「尼寺」墨書土器3点が指定されました

めぐすの 「廻栖野の竹細工技術」 - 大分市指定無形文化財 -

平成23年12月19日、「廻栖野の竹細工技術」が大分市の無形文化財に指定されました。

大分市大字廻栖野に伝承される竹細工技術は、現在では少なくなった青物(荒物)系の技術です。製品は、コエジョウケ(肥策・長円形)、イナリグチ(稲荷口・注口付き水滴形)、マンガク(万石・長円形*肥策よりヒゴが細くて上質)が主で、少数ですがコメアゲ(米揚げ・円形)も作ります。ハウチョウ(竹包丁)、フットオシ(縁巻き用の間隔拡張器)、ハバ取り(ヒゴ幅調整具)とノコギリなどと、使用する竹細工道具が少数である点、長い竹ヒゴを用いて編む点などから、大分県在来の古い竹細工技術と考えられます。



コエジョウケ



作業風景

「天長九年尼寺」・「尼寺」墨書土器3点 - 大分市指定有形文化財 -

「天長九年尼寺」・「尼寺」墨書土器3点が、「廻栖野の竹細工技術」と同日付けで、大分市の有形文化財(考古資料)に指定されました。

豊後国分寺跡北西地区調査地点から出土した墨書土器で、墨書は底部および蓋頂部に認められ、「尼□(寺カ)尼寺天長九年」「尼寺」の銘が書かれています。

3点の「尼寺」と墨書された土師器は、豊後国分寺跡寺域外の北西調査区から出土したことで、これまで国分寺西南一帯に推定されていた尼寺の存在を裏づける貴重な資料です。特に、832(天長9)年の記年銘をもつ土師器は、極めて学術性の高い資料であるといえます。



「天長九年尼寺」銘坯

文化財課からのお知らせ

開発にあたっての
遺跡の取り扱いについて

開発等の事業地の決定

埋蔵文化財の有無の照会

事業地区における遺跡の有無を教育委員会文化財課に照会してください。
遺跡の範囲は、調査などによって変更が生じることがありますので、そのつど照会するようにして下さい。

開発予定地が周知の遺跡外の場合

○事前の届出は必要ありませんが、工事中等に遺跡と認められるもの(土でできた器や井戸跡など)が発見された場合は、文化財保護法九六条(遺跡の発見に関する届出停止命令等)の定めにより、その現状を変更することなく、遅滞なく届出をおこなって下さい。なお、開発面積が1000㎡を超える場合は、その取り扱いについて事前に協議願います。
(大分市開発行為指導要項)

開発予定地が周知の遺跡埋蔵文化財包蔵地(遺跡内)である場合

○文化財保護法九三条の定めにより、着手の六〇日前までに届出が必要です。

・遺跡の範囲、密度を確認する為に、「確認調査(試掘調査)」を実施する場合があります。

○提出された届出書類を審査した上で後日、遺跡の取り扱いについて、県教育委員会から指示事項の通知が送付されます。

指示事項において、発掘調査の必要性が認められた場合

○市教育委員会と協議をおこない、遺跡の保存が図れない場合は、再度協議をおこないます。

この時、より詳細な遺跡の内容を把握する為に、「予備調査」を実施する場合があります。

○再度市教育委員会との協議の上で、場合によって発掘調査を実施する事となります。

★遺跡の保存や発掘調査についての「理解と協力」をお願いします。

※届出書類の様式は、文化財課窓口もしくは大分市ホームページより入手できます。
その他、詳しくは、大分市教育委員会文化財課(097-537-5639直通)までお問合せ下さい。